

## 高浜1, 2号機 設計及び工事計画変更認可申請に該当する技術基準規則の条文整理表(設計基準対象施設)

※1

○:設備として技術基準規則の適合が必要な条文  
×:設備として技術基準規則の適合が不要な条文

※2

○:設計及び工事計画変更認可申請書で確認が必要な条文  
×:設計及び工事計画変更認可申請書で確認が不要な条文  
(確認が不要な条文については、適用条文が○となっている  
条文の内、変更認可申請設備以外の他の施設による対策  
内容に変更が無い場合も含み、その旨変更欄に記載。)

※3

○:審査対象条文(設計及び工事計画変更認可申請書で確認が必要な条文と同じ条文)  
×:審査対象外条文(設計及び工事計画変更認可申請書で確認が不要な条文と同じ条文)

| 技術基準規則                             | 使用済燃料ピット用中性子吸収棒集合体 |                       |          | 理由  |
|------------------------------------|--------------------|-----------------------|----------|---|
|                                    | 適用条文※1             | 変更の工事の内容に<br>関係あるもの※2 | 審査対象条文※3 |   |
| (第四条)<br>設計基準対象施設の地盤               | ×                  | ×                     | ×        | 設計基準対象施設の地盤に対する要求であり、本設備は設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。  |
| (第五条)<br>地震による損傷の防止                | ×                  | ×                     | ×        | 設計基準対象施設の地震による損傷の防止に対する要求であり、本設備は設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。  |
| (第六条)<br>津波による損傷の防止                | ×                  | ×                     | ×        | 設計基準対象施設の津波による損傷の防止に対する要求であり、本設備は設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。  |
| (第七条)<br>外部からの衝撃による損傷の防止           | ×                  | ×                     | ×        | 設計基準対象施設の外部からの衝撃による損傷の防止に対する要求であり、本設備は設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。   |
| (第八条)<br>立ち入りの防止                   | ○                  | ×                     | ×        | 立ち入りの防止については、平成28年6月10日付け原規規発第1606104号及び平成28年6月10日付け原規規発第1606105号にて認可された工事の計画(以下、「既工事計画」という。)において適合性が確認されており、本設備は本申請にて既工事計画から削除するものであり、立ち入りの防止に係る設計は変わらないことから、既工事計画から変更はない。 |
| (第九条)<br>発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止     | ○                  | ×                     | ×        | 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止については、既工事計画において適合性が確認されており、本設備は本申請にて既工事計画から削除するものであり、発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止に係る設計は変わらないことから、既工事計画から変更はない。  |
| (第十条)<br>急傾斜地の崩壊の防止                | ○                  | ×                     | ×        | 急傾斜地の崩壊の防止については、既工事計画において適合性が確認されており、本設備は本申請にて既工事計画から削除するものであり、急傾斜地の崩壊の防止に係る設計は変わらないことから、既工事計画から変更はない。  |
| (第十一条)<br>火災による損傷の防止               | ×                  | ×                     | ×        | 設計基準対象施設の火災による損傷の防止に対する要求であり、本設備は設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。  |
| (第十二条)<br>発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止 | ×                  | ×                     | ×        | 設計基準対象施設の発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止に対する要求であり、本設備は設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。  |
| (第十三条)<br>安全避難通路等                  | ○                  | ×                     | ×        | 安全避難通路等については、既工事計画において適合性が確認されており、本設備は本申請にて既工事計画から削除するものであり、安全避難通路等に係る設計は変わらないことから、既工事計画から変更はない。  |
| (第十四条)<br>安全設備                     | ×                  | ×                     | ×        | 設計基準対象施設の安全設備に対する要求であり、本設備は設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。  |
| (第十五条)<br>設計基準対象施設の機能              | ×                  | ×                     | ×        | 設計基準対象施設の機能に対する要求であり、本設備は設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。  |
| (第十六条)<br>全交流動力電源喪失対策設備            | ×                  | ×                     | ×        | 設計基準対象施設の全交流動力電源喪失対策設備に対する要求であり、本設備は設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。   |
| (第十七条)<br>材料及び構造                   | ×                  | ×                     | ×        | 設計基準対象施設に属する容器、管、ポンプ、弁等の材料及び構造に対する要求であり、本設備は設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。   |
| (第十八条)<br>使用中の亀裂等による破壊の防止          | ×                  | ×                     | ×        | 設計基準対象施設のクラス機器等の使用中の亀裂等による破壊の防止に対する要求であり、本設備は設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。  |
| (第十九条)<br>流体振動等による損傷の防止            | ×                  | ×                     | ×        | 設計基準対象施設の燃料体、反射材並びに炉心支持構造物、熱遮蔽材並びに一次冷却系統に係る容器、管、ポンプ及び弁の流体振動等による損傷の防止に対する要求であり、本設備は設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。   |
| (第二十条)<br>安全弁等                     | ×                  | ×                     | ×        | 設計基準対象施設の安全弁等に対する要求であり、本設備は設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。  |

高浜1, 2号機 設計及び工事計画変更認可申請に該当する技術基準規則の条文整理表(設計基準対象施設)

※1

○:設備として技術基準規則の適用が必要な条文  
×:設備として技術基準規則の適用が不要な条文

※2

○:設計及び工事計画変更認可申請書で確認が必要な条文  
×:設計及び工事計画変更認可申請書で確認が不要な条文  
(確認が不要な条文については、適用条文が○となっている  
条文の内、変更認可申請設備以外の他の施設による対策  
内容に変更が無い場合も含み、その旨変更欄に記載。)

※3

○:審査対象条文(設計及び工事計画変更認可申請書で確認が必要な条文と同じ条文)  
×:審査対象外条文(設計及び工事計画変更認可申請書で確認が不要な条文と同じ条文)

| 技術基準規則                         | 使用済燃料ピット用中性子吸収棒集合体 |                                   |                      | 理由   |
|--------------------------------|--------------------|-----------------------------------|----------------------|--|
|                                | 適用条文 <sup>※1</sup> | 変更の工事の内容に<br>関係あるもの <sup>※2</sup> | 審査対象条文 <sup>※3</sup> |  |
| (第二十一条)<br>耐圧試験等               | ×                  | ×                                 | ×                    | 設計基準対象施設のクラス機器及び原子炉格納容器の耐圧試験等に対する要求であり、本設備は、設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。    |
| (第二十二条)<br>監視試験片               | ×                  | ×                                 | ×                    | 設計基準対象施設の容器の中性子照射による劣化に対する要求であり、本設備は、設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。           |
| (第二十三条)<br>炉心等                 | ×                  | ×                                 | ×                    | 設計基準対象施設の炉心等に対する要求であり、本設備は、設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。                     |
| (第二十四条)<br>熱遮蔽材                | ×                  | ×                                 | ×                    | 設計基準対象施設の熱遮蔽材に対する要求であり、本設備は、設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。                    |
| (第二十五条)<br>一次冷却材               | ×                  | ×                                 | ×                    | 設計基準対象施設の一次冷却材に対する要求であり、本設備は、設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。                   |
| (第二十六条)<br>燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設     | ×                  | ×                                 | ×                    | 設計基準対象施設の燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備に対する要求であり、本設備は、設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。          |
| (第二十七条)<br>原子炉冷却材圧カバウンドリ       | ×                  | ×                                 | ×                    | 設計基準対象施設の原子炉冷却材圧カバウンドリに対する要求であり、本設備は、設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。           |
| (第二十八条)<br>原子炉冷却材圧カバウンドリの隔離装置等 | ×                  | ×                                 | ×                    | 設計基準対象施設の原子炉冷却材圧カバウンドリの隔離装置・検出装置に対する要求であり、本設備は、設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。 |
| (第二十九条)<br>一次冷却材処理装置           | ×                  | ×                                 | ×                    | 設計基準対象施設の一次冷却材処理装置に対する要求であり、本設備は設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。                |
| (第三十条)<br>逆止め弁                 | ×                  | ×                                 | ×                    | 設計基準対象施設の逆止め弁に対する要求であり、本設備は、設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。                    |
| (第三十一条)<br>蒸気タービン              | ×                  | ×                                 | ×                    | 設計基準対象施設の蒸気タービンに対する要求であり、本設備は設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。                   |
| (第三十二条)<br>非常用炉心冷却設備           | ×                  | ×                                 | ×                    | 設計基準対象施設の非常用炉心冷却設備に対する要求であり、本設備は設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。                |
| (第三十三条)<br>循環設備等               | ×                  | ×                                 | ×                    | 設計基準対象施設の循環設備等に対する要求であり、本設備は設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。                    |

高浜1, 2号機 設計及び工事計画変更認可申請に該当する技術基準規則の条文整理表(設計基準対象施設)

※1  
○:設備として技術基準規則の適合が必要な条文  
×:設備として技術基準規則の適合が不要な条文

※2  
○:設計及び工事計画変更認可申請書で確認が必要な条文  
×:設計及び工事計画変更認可申請書で確認が不要な条文  
(確認が不要な条文については、適用条文が○となっている  
条文の内、変更認可申請設備以外の他の施設による対策  
内容に変更が無い場合も含み、その旨変更欄に記載。)

※3  
○:審査対象条文(設計及び工事計画変更認可申請書で確認が必要な条文と同じ条文)  
×:審査対象外条文(設計及び工事計画変更認可申請書で確認が不要な条文と同じ条文)

| 技術基準規則                      | 使用済燃料ピット用中性子吸収棒集集体 |                                   |                      | 理由  |
|-----------------------------|--------------------|-----------------------------------|----------------------|---|
|                             | 適用条文 <sup>※1</sup> | 変更の工事の内容に<br>関係あるもの <sup>※2</sup> | 審査対象条文 <sup>※3</sup> |   |
| (第三十四条)<br>計測装置             | ×                  | ×                                 | ×                    | 設計基準対象施設の計測装置に対する要求であり、本設備は設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。                                |
| (第三十五条)<br>安全保護装置           | ×                  | ×                                 | ×                    | 設計基準対象施設の安全保護装置に対する要求であり、本設備は設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。                              |
| (第三十六条)<br>反応度制御系統及び原子炉停止系統 | ×                  | ×                                 | ×                    | 設計基準対象施設の反応度制御系統及び原子炉停止系統に対する要求であり、本設備は、設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。                   |
| (第三十七条)<br>制御材駆動装置          | ×                  | ×                                 | ×                    | 設計基準対象施設の制御材駆動装置に対する要求であり、本設備は、設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。                            |
| (第三十八条)<br>原子炉制御室等          | ×                  | ×                                 | ×                    | 設計基準対象施設の原子炉制御室等に対する要求であり、本設備は設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。                             |
| (第三十九条)<br>廃棄物処理設備等         | ×                  | ×                                 | ×                    | 設計基準対象施設の廃棄物処理設備等に対する要求であり、本設備は設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。                            |
| (第四十条)<br>廃棄物貯蔵設備等          | ×                  | ×                                 | ×                    | 設計基準対象施設の廃棄物貯蔵設備等に対する要求であり、本設備は設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。                            |
| (第四十一条)<br>放射性物質による汚染の防止    | ×                  | ×                                 | ×                    | 放射性物質による汚染の防止に対する要求であり、本設備は非管理区域に設置するので、審査対象条文にならない。                                    |
| (第四十二条)<br>生体遮蔽等            | ×                  | ×                                 | ×                    | 設計基準対象施設の生体遮蔽等に対する要求であり、本設備は設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。                               |
| (第四十三条)<br>換気設備             | ×                  | ×                                 | ×                    | 設計基準対象施設の換気設備に対する要求であり、本設備は設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。                                |
| (第四十四条)<br>原子炉格納施設          | ×                  | ×                                 | ×                    | 設計基準対象施設の原子炉格納施設に対する要求であり、本設備は設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。                             |
| (第四十五条)<br>保安電源設備           | ×                  | ×                                 | ×                    | 設計基準対象施設の保安電源設備に対する要求であり、本設備は設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。                              |
| (第四十六条)<br>緊急時対策所           | ×                  | ×                                 | ×                    | 設計基準対象施設の緊急時対策所に対する要求であり、本設備は設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。                              |
| (第四十七条)<br>警報装置等            | ×                  | ×                                 | ×                    | 設計基準対象施設の警報装置等に対する要求であり、本設備は設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。                               |
| (第四十八条)<br>準用               | ×                  | ×                                 | ×                    | 設計基準対象施設の補助ボイラー、ガスタービン、内燃機関及び電気設備の準用が適用される設備に対する要求であり、本設備は設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。 |

高浜1, 2号機 設計及び工事計画変更認可申請に該当する技術基準規則の条文整理表(重大事故等対処設備)

※1 ○:設備として技術基準規則の適合が必要な条文  
×:設備として技術基準規則の適合が不要な条文

※2 ○:設計及び工事計画変更認可申請書で確認が必要な条文  
×:設計及び工事計画変更認可申請書で確認が不要な条文  
(確認が不要な条文については、適用条文が○となっている  
条文の内、変更認可申請設備以外の他の施設による対策  
内容に変更が無い場合も含み、その旨変更欄に記載。)

※3 ○:審査対象条文(設計及び工事計画変更認可申請書で確認が必要な条文と同じ条文)  
×:審査対象外条文(設計及び工事計画変更認可申請書で確認が不要な条文と同じ条文)

| 技術基準規則                                      | 使用済燃料ピット用中性子吸収棒集合体 |                                   |                      | 理由(説明)  |
|---|--------------------|-----------------------------------|----------------------|---|
|   | 適用条文 <sup>※1</sup> | 変更の工事の内容に<br>関係あるもの <sup>※2</sup> | 審査対象条文 <sup>※3</sup> |   |
| (第四十九条)<br>重大事故等対処施設の地盤                     | ○                  | ×                                 | ×                    | 重大事故等対処施設の地盤については、既工事計画にて適合性が確認されており、本設備は本申請で既工事計画から削除するものであり、地盤の設計内容は変わらないことから、既工事計画から変更はない。                                 |
| (第五十条)<br>地震による損傷の防止                        | ○                  | ○                                 | ○                    | 変更を行う設備は、常設耐震重要事故防止設備および常設重大事故緩和設備であり、本申請にて既工事計画から削除するため、耐震性に関する説明書から本設備に関する記載を削除する必要があるため、本申請内容に関連し、審査対象条文である。               |
| (第五十一条)<br>津波による損傷の防止                       | ○                  | ×                                 | ×                    | 重大事故等対処施設の津波による損傷の防止については、既工事計画において適合性が確認されており、本設備は本申請にて既工事計画から削除するものであり、津波による損傷の防止に係る設計内容は変わらないことから、既工事計画から変更はない。            |
| (第五十二条)<br>火災による損傷の防止                       | ○                  | ×                                 | ×                    | 重大事故等対処施設の火災による損傷の防止については、既工事計画において適合性が確認されており、本設備は本申請にて既工事計画から削除するものであり、火災による損傷の防止に係る設計内容は変わらないことから、既工事計画から変更はない。            |
| (第五十三条)<br>特定重大事故等対処施設                      | ×                  | ×                                 | ×                    | 特定重大事故等対処施設に対する要求であり、本設備は特定重大事故等対処施設に該当しないため、審査対象条文とならない。   |
| (第五十四条)<br>重大事故等対処設備                        | ○                  | ×                                 | ×                    | 重大事故等対処設備については、既工事計画において適合性が確認されており、本設備は本申請にて既工事計画から削除するものであり、健全性に関する説明書の記載に変更はなく、また重大事故等対処設備に対する設計内容は変わらないことから、既工事計画から変更はない。 |
| (第五十五条)<br>材料及び構造                           | ×                  | ×                                 | ×                    | 重大事故等対処設備に属する容器、管、ポンプ、弁等の材料及び構造に対する要求であり、本設備は重大事故等対処設備に属する容器、管、ポンプ、弁等に該当しないため、審査対象条文とならない。                                    |
| (第五十六条)<br>使用中の亀裂等による破壊の防止                  | ×                  | ×                                 | ×                    | 重大事故等対処設備に属するクラス機器等の使用中の亀裂等による破壊の防止に対する要求であり、本設備はクラス機器等に該当しないため、審査対象条文とならない。  |
| (第五十七条)<br>安全弁等                             | ×                  | ×                                 | ×                    | 安全弁等に対する要求であり、本設備は安全弁等に該当しないため、審査対象条文とならない。   |
| (第五十八条)<br>耐圧試験等                            | ×                  | ×                                 | ×                    | 重大事故等対処設備に属するクラス機器の耐圧試験等に対する要求であり、本設備はクラス機器に該当しないため、審査対象条文とならない。  |
| (第五十九条)<br>緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備       | ×                  | ×                                 | ×                    | 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備に対する要求であり、本設備は緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。                                       |
| (第六十条)<br>原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 | ×                  | ×                                 | ×                    | 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備に対する要求であるが、本設備は原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。                        |
| (第六十一条)<br>原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備          | ×                  | ×                                 | ×                    | 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備に対する要求であり、本設備は原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備に該当しないため、適用条文とならない。                           |

高浜1, 2号機 設計及び工事計画変更認可申請に該当する技術基準規則の条文整理表(重大事故等対処設備)

※1 ○:設備として技術基準規則の適合が必要な条文  
×:設備として技術基準規則の適合が不要な条文

※2 ○:設計及び工事計画変更認可申請書で確認が必要な条文  
×:設計及び工事計画変更認可申請書で確認が不要な条文  
(確認が不要な条文については、適用条文が○となっている  
条文の内、変更認可申請設備以外の他の施設による対策  
内容に変更が無い場合も含み、その旨変更欄に記載。)

※3 ○:審査対象条文(設計及び工事計画変更認可申請書で確認が必要な条文と同じ条文)  
×:審査対象外条文(設計及び工事計画変更認可申請書で確認が不要な条文と同じ条文)

| 技術基準規則                                       | 使用済燃料ピット用中性子吸収棒集合体 |                                   |                      | 理由(説明)  |
|--|--------------------|-----------------------------------|----------------------|---|
|  | 適用条文 <sup>※1</sup> | 変更の工事の内容に<br>関係あるもの <sup>※2</sup> | 審査対象条文 <sup>※3</sup> |   |
| (第六十二条)<br>原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 | ×                  | ×                                 | ×                    | 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備に対する要求であり、本設備は原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。 |
| (第六十三条)<br>最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備              | ×                  | ×                                 | ×                    | 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備に対する要求であり、本設備は最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。                           |
| (第六十四条)<br>原子炉格納容器内の冷却等のための設備                | ×                  | ×                                 | ×                    | 原子炉格納容器内の冷却等のための設備に対する要求であり、本設備は原子炉格納容器内の冷却等のための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。                               |
| (第六十五条)<br>原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備            | ×                  | ×                                 | ×                    | 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備に対する要求であり、本設備は原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。                       |
| (第六十六条)<br>原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備          | ×                  | ×                                 | ×                    | 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備に対する要求であり、本設備は原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。                   |
| (第六十七条)<br>水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備       | ×                  | ×                                 | ×                    | 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備に対する要求であり、本設備は水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。             |
| (第六十八条)<br>水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備        | ×                  | ×                                 | ×                    | 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備に対する要求であり、本設備は水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。               |
| (第六十九条)<br>使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備                | ○                  | ○                                 | ○                    | 本設備は本申請で削除するものであり、本設備を使用しない設計としても、使用済燃料ピットの未臨界性を維持できることを確認する必要があるため、本申請内容に関連し、審査対象条文である。              |
| (第七十条)<br>工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備           | ×                  | ×                                 | ×                    | 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に対する要求であり、本設備は工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。                   |
| (第七十一条)<br>重大事故等の収束に必要な水の供給設備                | ×                  | ×                                 | ×                    | 重大事故等の収束に必要な水の供給設備に対する要求であり、本設備は重大事故等の収束に必要な水の供給設備に該当しないため、審査対象条文とならない。                               |
| (第七十二条)<br>電源設備                              | ×                  | ×                                 | ×                    | 電源設備に対する要求であり、本設備は電源設備に該当しないため、審査対象条文とならない。   |
| (第七十三条)<br>計装装置                              | ×                  | ×                                 | ×                    | 計装装置に対する要求であり、本設備は計装装置に該当しないため、審査対象条文とならない。   |
| (第七十四条)<br>運転員が原子炉制御室にとどまるための設備              | ×                  | ×                                 | ×                    | 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備に対する要求であり、本設備は運転員が原子炉制御室にとどまるための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。                           |
| (第七十五条)<br>監視測定設備                            | ×                  | ×                                 | ×                    | 監視測定設備に対する要求であり、本設備は監視測定設備に該当しないため、審査対象条文とならない。   |
| (第七十六条)<br>緊急時対策所                            | ×                  | ×                                 | ×                    | 緊急時対策所に対する要求であり、本設備は緊急時対策所に該当しないため、審査対象条文とならない。   |
| (第七十七条)<br>通信連絡を行うために必要な設備                   | ×                  | ×                                 | ×                    | 通信連絡を行うために必要な設備に対する要求であり、本設備は通信連絡を行うために必要な設備に該当しないため、審査対象条文とならない。                                     |
| (第七十八条)<br>準用                                | ×                  | ×                                 | ×                    | 準用に対する要求であり、本設備は準用に該当しないため、審査対象条文とならない。   |